

令和 8 年度
小林市省エネ家電買換支援事業補助金
小林市中小企業省エネ家電買換支援事業補助金
申請の手引き

【購入・設置対象期間】

令和 8 年（2026 年）8 月 1 日（土）から

令和 8 年（2026 年）12 月 28 日（月）まで

【申請受付期間】

令和 8 年（2026 年）8 月 3 日（月）午前 8 時 30 分から

令和 8 年（2026 年）12 月 28 日（月）17 時 15 分まで

お問い合わせ先

○小林市市民生活部 生活環境課

TEL 0984-23-8122（直通）

FAX 0984-23-0223

E-Mail k_seikatsu@city.kobayashi.lg.jp

受付時間 平日 8：30～17：15（土日、祝日は除く）



市ホームページはこちら

《基本事項》

◎小林市省エネ家電買換支援事業とは

市民及び市内事業所のエネルギー費用の負担を軽減し、温室効果ガスの削減を促進するため、既存の照明機器（ＬＥＤ照明機器を除く。）を令和８年８月１日（土曜日）以降にＬＥＤ照明機器に更新した者を対象に、買換えに要した費用の一部を予算の範囲内で補助します。

◎補助対象者の要件

補助金の交付を受けることができる者は、以下の要件を**すべて満たす**必要があります。

○個人

- ・補助金申請時点において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- ・補助金の交付を受けるＬＥＤ照明機器を、居住している住宅に設置すること。
- ・市税等を滞納していない者。

○中小企業者

- ・市内事業所において既存の照明機器（ＬＥＤ照明機器を除く）からＬＥＤ照明機器への買換えを行おうとする事業者で、中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者。
- ・本市に主たる事業所を設置し、通年で事業を行う者。
- ・ＬＥＤ化のための工事を市内に本社を置く事業者の施工により行う者。
- ・市税等を滞納していない者

◎補助対象製品の要件

補助対象製品は、以下の要件を**すべて満たす**必要があります。

○個人

- ・居住している住宅に設置するものであって、天井等に固定して使用する蛍光灯、白熱電球器具等の交換（光源部のみの交換を除く）に係るものであること。
- ・既存の照明機器からの買換えのために市内の販売店で購入したもの。（※新品に限る）
注）インターネット販売で購入したもの、リースやレンタルにより設置したものは対象外
- ・令和８年８月１日以降に購入したもの。（中小企業者も同様とする。）

◎補助対象経費

○個人

- ・補助対象製品の本体価格（工事費用、既存機器の処分料、消費税及び地方消費税を除く）

○中小企業者

- ・LED化に要する経費（既存機器の処分料、消費税及び地方消費税を除く）

◎補助率・補助上限額

○個人

- ・補助率：補助対象経費の2分の1 補助上限額：20,000円

○中小企業者

- ・補助率：補助対象経費の2分の1 補助上限額：250,000円

注）補助金額は、補助対象経費に補助率をかけて算出した額となります。
ただし、1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てとなります。

◎申請方法

◎窓口提出の場合

- ・記入の済んだ申請書と添付書類を市役所本庁舎2階 生活環境課窓口へご提出ください。

注）受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日は除く。）

◎郵送提出の場合

- ・記入の済んだ申請書と添付書類を同封のうえ、次の宛先へ郵送してください。（当日消印有効）

送付先：〒886-8501 小林市細野300番地 小林市市民生活部生活環境課 宛

◎必要書類

○個人

	書類の名称	内容
1	申請書兼実績報告書（様式第1号）	
2	住所が確認できるものの写し	運転免許証・マイナンバーカード等
3	領収書またはレシート等	次のことがわかるもの ①購入日 ②購入した店舗（市内に所在する店舗） ③購入製品名または型番 ④購入費用及びその内訳
4	保証書の写し	型番及び製造番号が記載され、購入店舗の押印のあるもの
5	設置したことが確認できる交換前後の写真	既存の機器及び購入機器を接写したものと設置状況がわかるよう、同じ角度から全体が写ったもの 注）複数更新した場合は、1基ずつ撮影したものを添付してください。
6	市税等の滞納がないことの証明書	完納証明書

○中小企業者

・事前審査

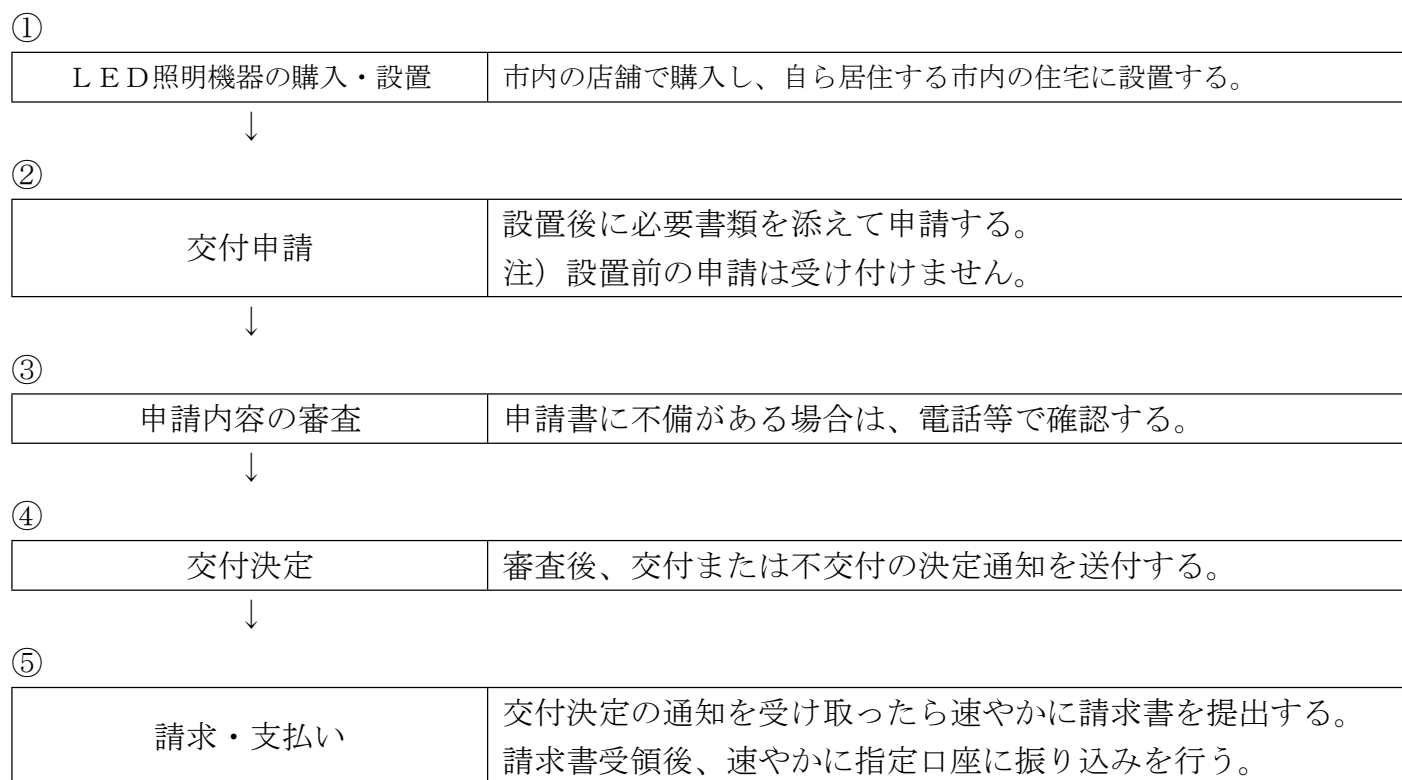
	書類の名称	内容
1	事前審査書（様式第1号）	
2	対象となる経費の見積書の写し	工事金額及び施工内容の記載のあるもの
3	経費内訳書（様式第1号別紙）	
4	補助対象工事の施工予定箇所を示した平面図	機器の設置箇所、配線等がわかる図面
5	市税等の滞納のないことの証明書	完納証明書

・ 交付申請

	書類の名称	内容
1	申請書兼実績報告書（様式第 3 号）	
2	事前審査確認書（様式第 2 号）	事前審査後に交付を受けたもの
3	領収書その他支払いが確認できるものの写し	次のことがわかるもの ①支払日 ②施工業者名（市内に所在する事業者）
4	補助対象工事請求書の写し	施工内容の内訳が記載しているもの
5	補助対象工事の施工箇所の平面図	工事完了時の機器の設置箇所、配線等がわかる図面
6	補助対象工事の着手前及び完了後の写真	既存の機器及び更新機器を接写したものと設置状況がわかるよう、同じ角度から全体が写ったもの

◎申請の流れ

○個人



○中小企業者

①

事前審査	申請内容を確認し、不備がある場合は電話等で確認する。 審査終了後、不備のない場合は事前審査確認書を送付する。
------	---

②

LED照明機器付け替え設置工事	市内に本社を置く事業者により工事を実施する。
-----------------	------------------------



③

交付申請	工事完了後に必要書類を添えて申請する。
------	---------------------



③

申請内容の審査	申請書に不備がある場合は、電話等で確認する。
---------	------------------------



④

交付決定	審査後、交付または不交付の決定通知を送付する。
------	-------------------------



⑤

請求・支払い	交付決定の通知を受け取ったら速やかに請求書を提出する。 請求書受領後、速やかに指定口座に振り込みを行う。
--------	---

◎よくある問い合わせ

・小林市省エネ家電買換支援事業（個人）

	質問	回答
1	申請者は世帯主である必要がありますか。	世帯主でなくても同一世帯の方であれば申請は可能です。 ただし、申請は1世帯につき1回限りです。
2	二世帯住宅の場合、世帯ごとに申請できますか。	住民基本台帳に別世帯として登録があれば、どちらの世帯も申請可能です。
3	購入者と申請者が別でも申請できますか。	同一世帯であれば可能です。
4	補助対象となる「LED照明機器」について教えてください。	天井等に固定して使用するもの。 ※卓上スタンドは対象外です。 ※光源部（電球等）のみの交換は対象外です。
5	令和8年7月31日以前に購入したものは対象になりますか。	対象外です。 ※令和8年8月1日以降に購入・設置したものが対象となります。
6	市外の店舗やインターネット販売で購入したものは対象になりますか。	対象外です。
7	リサイクルショップ等で購入した中古品は対象になりますか。	対象外です。
8	申請期間について教えてください。	申請期間は令和8年8月3日（月）から令和8年12月28日（月）までとなっております。 ※期間内であっても予算がなくなり次第、受付終了となります。
9	審査はどのように行われますか。	主に確認する点は下記のとおりです。 ①必要書類がすべてそろっているか、記載漏れはないか。 ②住民登録、申請内容に相違はないか。 ③市税等の未納がないか。 ④製品が要件を満たしているか。 ⑤申請金額が正しく計算されているか。
10	予算を上回る申請があった場合はどうなりますか。	予算を上回る申請のあった日を「最終受付日」とし、最終受付日みあった申請の中から抽選を行う予定です。
11	申請時に提出する写真は、どのようなものが必要ですか。	既存の機器及び購入機器を接写したものと設置状況がわかるよう、同じ角度から全体が写ったもの ※複数更新した場合は、1基ずつ撮影したものを添付してください。

1 2	補助金の交付を受けた照明機器を、他の人に譲渡しても良いですか。	原則、交付決定を受けた翌日から5年間は譲渡、廃棄等を行うことはできません。
1 3	補助金の計算方法を教えてください。	例1：LED照明機器を1基買い換えて、以下の経費を支払った場合 (内訳) ①本体価格 12,000 円 (税抜) ②取付工事費 0 円 ③処分費 0 円 ①×1/2=6,000 円 上限額 20,000 円>6,000 円 補助額 6,000 円 例2：LED照明機器を5基買い換えて、以下の経費を支払った場合 (内訳) ①本体価格 50,000 円 (税抜) ※対象経費 ②取付工事費 5,000 円 (税抜) ※対象外 ③処分費 3,000 円 (税抜) ※対象外 ①×1/2=25,000 円 上限額 20,000 円<25,000 円 補助額 20,000 円
1 4	本補助金は申請すれば必ず交付されますか	審査がありますので、必ず交付されるものではありません。
1 5	8月1日より前に見積もりをとっても対象となりますか。	購入が8月1日以降であれば対象となります。
1 6	市内の電気工事業者での購入も対象となりますか。	対象となります。ただし、機器本体のみが対象となります。
1 7	「LED照明機器」の定義を教えてください。	「LED光源が一体となった照明機器」または「光源が別売りの機器+LED電球」とします。
1 8	「天井固定器具」との条件がありますが、吊り下げ形式は対象になりますか、	対象になります。
1 9	賃貸物件への設置は対象となりますか。	旧機器を借主が設置していれば対象となります。
2 0	申請書はどこで配布していますか。	市役所二階の生活環境課窓口で配布しています。

・小林市中小企業省エネ家電買換支援事業補助金（中小企業者）

1	申請者は代表者である必要がありますか。	申請は代表者をお願いします。
2	申請は複数回できますか。	申請は1 中小企業者につき1 回限りです。
3	取り替え工事は市外事業者の施工でも補助対象になりますか。	市外事業者の施工の場合は、対象外です。
4	駐車場の照明等の屋外照明は対象になりますか。	敷地内であれば、屋外照明も対象になります。
5	複数の店舗で設備を更新する場合、補助上限額はいくらになりますか。	事業所数に関わらず、1 事業者につき2 5 万円が上限額となります。
6	申請受付期間内に受け付けを終了する可能性はありますか。	予算がなくなり次第、受け付けを終了します。
7	申請を代理で行っても構わないか。	代理での申請はできません。
8	見積書の宛名が事業者名と異なる（「上様」など）場合は認められますか。	認められません。
9	交付決定後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には、補助対象金額の総額は可能でしょうか。	認められません。 交付決定通知書に記載された交付決定額が上限になります。
1 0	事業完了日にはいつの日付を書けば良いですか。	買換費用の全額を工事業者に支払った日となりますので、領収日もしくは口座振込日になります。
1 1	領収書の宛名が事業者名と異なる（「上様」など）場合は認められますか。	認められません。
1 2	領収書がない場合はどのようにしたら良いですか。	支払ったことを証する書類の写し（通帳の写し、金融機関の振込明細書の写し等）を提出してください。
1 3	補助金振込口座は代表者個人の口座など申請者と別の名義の口座でもかまいませんか。	振込先口座は申請者名義の口座に限ります。
1 4	調査や現地確認はありますか。	実績報告書の提出後、確認等のため現地調査を行う場合があります。
1 5	補助金の交付を受けた照明機器を、他の人に譲渡しても良いですか。	原則、交付決定を受けた翌日から5 年間は譲渡、廃棄等を行うことはできません。

16	補助金の計算方法を教えてください。	例：事務所のLED照明機器を一式買い換えて、以下の経費を支払った場合 （内訳） ①本体価格 200,000 円（税抜） ②取付工事費 150,000 円（税抜） ③処分費 50,000 円（税抜） $(①+②) \times 1/2 = 175,000$ 円 上限額 250,000 円 > 175,000 円 補助額 175,000 円
17	平面図の様式はありますか。	市の指定する平面図様式はありません。 ・設置する場所の寸法（必須） ・機器の設置位置（必須） ・配線（任意） の確認できる内容で、任意様式の平面図を作成してください。
18	申請書はどこで配布していますか。	市役所二階の生活環境課窓口で配布しています。